

報告書案に対する構成員からの意見

※（訂正前）→（訂正後）

No	意見提出者	意見
1	JEITA 今井構成員	(箇所) P. 29 第3章 難視対策用ギャップフィルターの技術的条件/2 建造物遮へい難視対策用ギャップフィルターの技術的条件 / (1) 定義と分類/イ 建造物遮へい難視発生の評価/2行目
		(内容) 「ビット誤り率 (2 × 10 ⁻⁴) とする。」 → 「内符合訂正後のビット誤り率 (2 × 10 ⁻⁴) とする。」
		(箇所) P. 31 第3章 難視対策用ギャップフィルターの技術的条件/2 建造物遮へい難視対策用ギャップフィルターの技術的条件 / (3) 技術的条件/ウ 空中線電力許容偏差/12行目
		(内容) 「空中線電力の偏差が仮に極微小電力局の±50% (-3dB~+1.7dB) だとしても、」 → 「空中線電力の偏差が仮に極微小電力局の±50% (-3dB~+1.8dB) だとしても、」
		(理由) +50%のため1.76dBである。
		(箇所) P. 42 第4章 難視対策用ギャップフィルターの設置に際しての留意点/ /1 ギャップフィルター設置による二次的な障害発生/(3) 受信相談等の対応
		(内容) 以下、赤字が前回案からの修正箇所 「一方、ギャップフィルターの置局条件から予め混信が想定される場合には、当該放送事業者やテレビ受信向上委員会（NHK、電子情報技術産業協会、全国電商連、電波技術協会）等から電機商業組合などを通じて情報提供が行われ、当該地区に対する受信指導で狭指向性アンテナ等の採用により障害発生が回避されることが望まれる。さらにセミナーや講習会などを活用し、受信トラブル事例と改善策などデジタル放送の受信に関する知識を広く普及させることが必要である。また、想定される障害エリア内に共聴受信ケーブル等がある場合は、ケーブル受信加入で障害発生対象世帯の削減が望まれる。」
		◆他エディトリアル修正 11箇所
2	マスプロ電工 杉浦構成員	(箇所) P. 25 第3章 難視対策用ギャップフィルターの技術的条件/1 デジタル混信対策用ギャップフィルターの技術的条件 / (3) 技術的条件/イ 実証実験の概要及び結果/(7) 室内実験/下から2行目
		(内容) 「図3.3の場合は不良電力2.0dB、CN比換算22.1dBであり、受信可能である。」 → 「図3.3の場合は不良電力-2.0dB、CN比換算22.1dBであり、受信可能である。」
		(理由) P24 下から7行目では「-2.0dB」となっている。

		<p>(箇所) P. 53 第4章 難視対策用ギャップフィルターの設置に際しての留意点 ／6 ギャップフィルターの制御機能等のあり方／(1) 制御機能</p> <p>(内容) 下記文章を追加提案します。 「また、フェージング損失は8dBであるから、標準入力+10dB以上については固定アッテネーターでの対応も可とする。」</p> <p>(理由) 要確認</p>
3	電波産業会 高橋氏(小林 構成員代理)	<p>(箇所) P. 24 第3章 難視対策用ギャップフィルターの技術的条件／(3) 技術的条件 ／ア ギャップフィルターによるデジタル混信対策の方法／8行目、及び／イ 実証実験の概要及び結果／4行目</p> <p>(内容1) 「混信の状況を、ARIB-ST-B14では…」→「混信の状況を、ARIB TR-B14では…」 (内容2) 「図3.4のようにARIB-ST-B14が制定された後…」→「図3.4のようにARIB TR-B14が制定された後…」</p> <p>(理由) B14は、標準規格(STD)ではなく、技術資料(TR)です。</p> <p>(箇所) 目次／参考資料4 及び 参考資料P. 36 (参考資料4) ／電波産業会技術資料「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」／ARIB TR-B14 4.3.3</p> <p>(内容) 正確には、ARIB TR-B14 「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」 第三分冊 第九編 4.3.3 FFT ウィンドウ位置の設定</p> <p>(理由) 「ARIB TR-B14 4.3.3」では、項番が特定できません。</p>
4	日本無線 曲渕構成員	<p>(箇所) P. 52 第4章 難視対策用ギャップフィルターの設置に際しての留意点 ／5 回り込み対策／(5) 発振検知機能</p> <p>(内容) 建造物による遮へい損が得られる場合でも、周辺の建造物に変更があったり、親局波の電力が何らかの原因で低下するなど、整備した後のアイソレーション劣化を考慮すると送信停止機能は搭載することが望ましいかと考えます。</p> <p>(理由) ギャップフィルターは、通常、8波送信できるように設計されるため、1波あたり10mW出力できる装置では、8波分で、9dB以上の電力余裕があります。また、A級増幅器を使用することが一般的ですが、ひずみを発生することなくOFDM波のピーク電力を電力増幅させるために、増幅器の飽和電力よりも、12dB程度の余裕を持って使用します。</p> <p>このようなギャップフィルターで発振状態を起こした場合には、1chのみの発振時には、飽和電力で送信波(発振波)が出力される恐れがあり、この飽和電力は、通常送信電力10mWよりも、9dB+12dB=21dB高い電力=約1.25Wとなります。この電力で送信した場合には、周辺の受信者へ障害を与える恐れが大きく、発振時には当該チャンネルの送信を停止する機能を具備することが必要と考えます。</p>